

改正

平成26年12月16日条例第41号

善通寺市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に基づき、善通寺市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

2 善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和40年善通寺市条例第13号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(善通寺市保育所等審議会条例の一部改正)

3 善通寺市保育所等審議会条例（平成14年善通寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(善通寺市保育所等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の善通寺市保育所等審議会条例の規定により委嘱されている善通寺市保育所等審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の善通寺市保育所等審議会条例の規定により委嘱された善通寺市保育所等審議会の委員とみなす。

附 則（平成26年12月16日条例第41号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。